

## 第2節 同盟強化の基盤となる取組

### 1 ■ 同盟強化の経緯

日米両国は、1960（昭和35）年の日米安保条約締結以来、民主主義の理想、人権の尊重、法の支配、そして共通の利益を基礎とした強固な同盟関係を築いてきた。

1978（昭和53）年には、日本に対する武力攻撃への対応を中心として「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が策定されるなど、日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与した。

冷戦終結後、1996（平成8）年には、日米両国首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえて、日米同盟の重要性を再確認した「日米安全保障共同宣言」が発表され、同宣言を受けて同年末に沖縄に関する特別行動委員会（SACO）Special Action Committee on Okinawa 最終報告が取りまとめられた。また、同宣言で示された協力関係前進の一環として、翌1997（平成9）年の日米安全保障協議委員会（SCC）Security Consultative Committee（「2+2」）では、冷戦終結などの安全保障環境の変化を踏まえ、周辺事態への対応と協力を拡大させるなどした97ガイドライン<sup>1</sup>が了承された。

01（平成13）年9月11日の米国同時多発テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は、02（平成14）年12月の「2+2」以降、日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なものへ向上させていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として、事務レベルを含めて協議を行った。

05（平成17）年2月、こうした日米協議を積み重ねた結果、アジア太平洋地域の平和と安定の強化を含む日米両国間の共通戦略目標を確認（第1段階）し、同年10月に、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討結果などを発表（第2段階）するとともに、06（平成18）年5

月に在日米軍再編の具体的な施策を実施する計画「再編の実施のための日米ロードマップ」（ロードマップ）を取りまとめ（第3段階）、これら3つの段階を経て日米同盟の方向性を整理した。

**Q参照** 資料20（再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳））

その後も日米両国は、07（平成19）年5月の「2+2」において、共通の戦略目標を再確認・更新するとともに、09（平成21）年2月には、ロードマップに基づき、在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協定（グアム協定）に署名し、同協定は、同年5月に発効した。

11（平成23）年6月の「2+2」では、航行の自由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙及びサイバー空間の保護並びにそれらへのアクセスに関する日米の協力の維持など、これまでの「2+2」において定めた共通の戦略目標の見直し及び再確認を行うとともに、共同の情報収集・警戒監視・偵察活動の拡大をはじめとする幅広い内容について話し合われた。

12（平成24）年4月の「2+2」では、11（平成23）年6月の「2+2」以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、アジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06（平成18）年のロードマップで示された計画の調整を決定した。

**Q参照** 資料21（日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））

97ガイドラインが策定されて以降、わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増し、自衛隊の活動・任務が拡大していく中、日米防衛協力のあり方もこのような変化に対応させる必要が生じていた。このような背景のもと、日米両国は、13（平成25）年10月の「2+2」において、14（平成26）年末までに97ガイドラインを見直すこととし、両国間での精力的な見直し作業の結果、15（平成27）年4月、戦後70年という節目の年に行

<sup>1</sup> 97ガイドラインでは、日米間の役割や協力のあり方を、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態に区分して規定するとともに、適時かつ適切に見直しを行うこととされた。

図表Ⅱ-4-2-1 日米同盟にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・グレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	78指針の策定と拡大する日米防衛協力	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		78「日米防衛協力のための指針」(78指針)策定
1991(平成3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成8)年	冷戦の終結と97指針の策定	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
		「SACO最終報告」
1997(平成9)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)策定
2001(平成13)年		(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年	米国同時多発テロ以降の日米関係	「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年		「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		日米安全保障条約締結50周年
2010(平成22)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2012(平成24)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)見直し合意
2013(平成25)年		「アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2014(平成26)年		
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と新指針の策定	「日米共同ビジョン声明」(安倍・オバマ会談)
		新「日米防衛協力のための指針」(新指針)策定
2017(平成29)年		「日米共同声明」(安倍・トランプ会談)

われた「2+2」において、新ガイドラインが了承された。

【参考】 図表Ⅱ-4-2-1(日米同盟にかかわる主な経緯)  
資料26(共同声明(仮訳)(平成29年2月10日))

## 2 ■ ガイドライン見直しの概要

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速に対処するためには、あらかじめ両者の役割について協議し、決定しておくことが必要である。

日米両国間でのこのような役割に関する枠組みが、ガイドラインとその実効性を確保するための諸施策であり、日米両国はこの枠組みに基づき、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつつ、両国間の協力計画などについて継続的に検討作業を実施し、協議を行うとともに、現状に即したガイドライン見直しの作業を行ってきた。

### 1 ガイドライン見直しの経緯

97ガイドラインが策定されて以降、わが国を取り巻く安全保障環境は、周辺国の軍事活動などの活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発生、海洋・宇宙・サイバー空間といった国際公共

財の安定的利用に対するリスクの顕在化など、様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化・深刻化してきた。さらには、海賊対処行動、PKO、国際緊急援助活動のように自衛隊の活動もグローバルな規模に拡大してきていた。

そのため、日米防衛協力のあり方を、これらの安全保障環境の変化や、自衛隊の活動・任務の拡大に対応させる必要が生じていた。

12(平成24)年末、このような安全保障環境の変化を背景として、安倍内閣総理大臣より小野寺防衛大臣(第2次安倍内閣当時)にガイドラインなどの見直しの検討が指示された。また、13(平成25)年2月の日米首脳会談においても、安倍内閣総理大臣からオバマ米大統領(当時)に対し、「安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力(RMC)の考え方についての議論を通じ、ガイドラインの見直しの検討を進めたい」旨

Roles, Missions and Capabilities

述べた。

13 (平成25) 年10月、これらの経緯を経て、「2+2」において、防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation に対して、97ガイドラインの変更に関する勧告を作成するよう指示され、14 (平成26) 年末までに97ガイドラインを見直すこととなった。

その際の「2+2」共同発表においては、わが国の防衛を日米防衛の中核的要素としつつ、海賊や国際テロなどといった同盟のグローバルな性質を反映する協力範囲の拡大に加え、宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における課題を含め、変化する安全保障環境において効果的で効率的かつシームレスな同盟の対応を確保するための緊急事態における防衛協力の指針となる概念の評価及び同盟の強化を可能とする追加的な方策の探求などを97ガイドライン見直しの目的とした。

13 (平成25) 年10月の「2+2」共同発表に基づき、防衛大綱及び米国の「4年毎の国防計画の見直し」(QDR) Quadrennial Defense Review で示された考え方も踏まえつつ、日米間で精力的に見直し作業が行われた。

14 (平成26) 年10月には、同年7月の日米防衛相会談での合意に基づき、それまでの作業を要約するものとして、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」が公表された。さらに、同年12月、日米安全保障協議委員会 (SCC) は、ガイドラインの見直しと日本における安全保障法制の整備との整合性を確保することなどの重要性を再確認したうえで、日本における法制の整備の進展を踏まえながら、15 (平成27) 年前半のガイドライン見直し完了に向けて、議論をさらに深めることを決定した。

15 (平成27) 年4月の「2+2」において、日米安全保障協議委員会 (SCC) は、防衛協力小委員会 (SDC) が勧告した新たなガイドラインを了承した。

**Q 参照** 資料19 (日米防衛協力のための指針 (平成27年4月27日))

## 2 ガイドラインの内容

97ガイドラインに代わるガイドラインは、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及

び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

### (1) 防衛協力とガイドラインの目的

ガイドラインは、安全保障及び防衛協力の強調事項を新たに明記した。また、ガイドラインの目的は、97ガイドラインの考え方を維持している。

- 平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するとともに、アジア太平洋及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。
  - ・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
  - ・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
  - ・ 政府一体となつての同盟としての取組
  - ・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
  - ・ 日米同盟のグローバルな性質
- 日米両政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。米国は、引き続き、核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供し、また、アジア太平洋地域に即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、戦力を迅速に増強する能力を維持する。
- ガイドラインは、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整のあり方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。
- ガイドラインは、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

### (2) 基本的な前提及び考え方

基本的な前提及び考え方については、次のとおりであり、97ガイドラインのものを維持している。

- 日米安保条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。

図表Ⅱ-4-2-2 日米防衛協力のための指針の概要

項目	概要															
第Ⅰ章「防衛協力と指針の目的」及び第Ⅱ章「基本的な前提及び考え方」については、本文参照																
第Ⅲ章 強化された同盟内の調整	<p>指針のもとでの実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面的確な調整を行うことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。</p> <p><b>A 同盟調整メカニズム</b> 日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用し、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。日米両政府は、必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。</p> <p><b>B 強化された運用面の調整</b> 日米両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施する。</p> <p><b>C 共同計画の策定</b> 日米両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施する。共同計画は、両政府双方の計画に適切に反映する。</p>															
第Ⅳ章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、パートナーとのさらなる協力を推進する。</li> <li>● 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動のため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを活用する。また、適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。</li> </ul> <p><b>A 平時からの協力措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日米両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための広範な分野にわたる協力を推進する。</li> <li>・ 自衛隊及び米軍は、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、①情報収集、警戒監視及び偵察、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット(装備品等)の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、⑦施設の使用を含むが、これに限られない措置をとる。</li> </ul> <p><b>B 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態は、地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において、各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。</li> <li>・ 日米両政府は、平時からの協力的措置を継続することに加え、あらゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、①非戦闘員を退避させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置、④捜索・救難、⑤施設・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用を含むが、これらに限らない追加的措置をとる。</li> </ul> <p><b>C 日本に対する武力攻撃への対処行動</b></p> <p>共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素</p> <p><b>1 日本に対する武力攻撃が予測される場合</b> 日米両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し、事態を緩和するための措置をとる。</p> <p><b>2 日本に対する武力攻撃が発生した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整合のとれた対処行動のための基本的な考え方 日米両政府は、極力早期にこれを排除し、さらなる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。自衛隊は防衛作戦を主体的に実施し、米軍は自衛隊を支援・補完する。</li> <li>・ 作戦構想</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="background-color: #ffcc00;">自衛隊</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">米軍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空域を防衛するための作戦</td> <td>日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦</td> <td>日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>海域を防衛するための作戦</td> <td>日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>陸上攻撃に対処するための作戦</td> <td>日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> </tbody> </table>		自衛隊	米軍	空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	陸上攻撃に対処するための作戦	日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施
	自衛隊	米軍														
空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														
弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														
海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														
陸上攻撃に対処するための作戦	日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施														

項目	概要		
	自衛隊	米軍	
第IV章 日本及び安全の切れ目のない確保	領域横断的な作戦	日本に対する武力攻撃を排除し及びさらなる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施	
		ISR	関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護
		宇宙・サイバー	宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力
		特殊作戦	特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力
	打撃作戦	米軍の打撃作戦に関して、必要に応じ、支援を行うことができる。	自衛隊を支援し補完するため、打撃力の使用を伴う。
	・作戦支援活動 作戦支援活動として、①通信電子活動、②捜索・救難、③後方支援、④施設の使用、⑤CBRN（化学・生物・放射線・核）防護を明記 D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 ・日米両国が、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及びさらなる攻撃の抑止において緊密に協力する。 ・自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。 ・協力して行う作戦の例は、①アセットの防護、②捜索・救難、③海上作戦、④弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦、⑤後方支援である。 E 日本における大規模災害への対処における協力 ・日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対し適切な支援を行う。両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。 ・両政府は、情報共有を含め緊密に協力する。米軍が災害関連訓練に参加することにより相互理解が深まる。		
第V章 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的な役割を果たす。</li> <li>● 両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なき場合は、次に示す活動において、相互にパートナーと緊密に協力する。</li> </ul> A 国際的な活動における協力 ・両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。ともに活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。 ・一般的な協力分野は、①平和維持活動、②国際的な人道支援・災害救援、③海洋安全保障、④パートナーの能力構築支援、⑤非戦闘員を退避させるための活動、⑥情報収集、警戒監視及び偵察、⑦訓練・演習、⑧後方支援を含む。 B 三か国及び多国間協力 両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化する。また、国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域機関及び国際機関を強化するために協力する。		
第VI章 宇宙及びサイバー空間に関する協力	A 宇宙に関する協力 ・日米両政府は、宇宙空間の責任ある、平和かつ安全な利用のため、両政府の連携を維持・強化する。 ・日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視にかかる協力を強化する。 ・自衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信などにおいて引き続き協力する。 B サイバー空間に関する協力 ・日米両政府は、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有する。自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。 ・自衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢を維持し、教育交流を行い、ネットワーク及びシステムの抗たん性を確保し、日米両政府一体となった取組に寄与し、共同演習を実施する。 ・日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、米国は適切な支援を行う。日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、両政府は、緊密に協議し、適切な協力をとり対処する。		
第VII章 日米共同の取組	両政府は、二国間協力の実効性をさらに向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を進展させ及び強化する。 A 防衛装備・技術協力 B 情報協力・情報保全 C 教育・研究交流		
第VIII章 見直しの手順	ガイドラインが変化する状況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価し、必要と認める場合には、両政府は、適時かつ適切な形でこのガイドラインを更新する。		

- ガイドラインのもとでの行動及び活動は国際法に合致するものである。
- 日本及び米国により行われる全ての行動及び

活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活

動は、専守防衛、非核三原則などの日本の基本的な方針に従って行われる。

- ガイドラインは、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、ガイドラインは、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協

力のための実効的な態勢の構築がガイドラインの目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

**Q 参照** 資料19 (日米防衛協力のための指針 (平成27年4月27日))

図表Ⅱ-4-2-2 (日米防衛協力のための指針の概要)

### 3 ■ 同盟強化の主な取組

ガイドラインでは、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」のため、情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動、防空及びミサイル防衛、海洋安全保障、共同訓練・演習などの措置をとることや、日本における大規模災害への対処において協力することなどが明示されている。また、「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」として、国際的な活動において協力することや三か国及び多国間協力を推進・強化すること、新たな戦略的領域である宇宙及びサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力などの「日米共同の取組」を発展・強化することなどが明示されている。その項目の多くは、防衛大綱においても「日米同盟の抑止力及び対処力の強化」と「幅広い分野における協力の強化・拡大」として盛り込まれている。

情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

その特徴は、①平時から利用可能であること、②日本国内における大規模災害やアジア太平洋地域及びグローバルな協力でも活用が可能であること、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体にわたる調整が可能であることであり、これらにより、日米両政府は、調整の必要が生じた場合に適切に即応できるようになった。例えば、国内で大規模災害が発生した場合においても、自衛隊及び米軍の活動にかかる政策面・運用面の様々な調整が必要になるが、同メカニズムを活用することにより、様々なレベルでの日米の関係機関の関与を得た調整を緊密かつ適切に実施することが可能になった。

同メカニズムの設置以降、例えば、平成28年(2016年)熊本地震、北朝鮮の弾道ミサイル発射や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動などについて、日米間では、同メカニズムも活用しながら、緊密に連携している。

**Q 参照** 図表Ⅱ-4-2-3 (同盟調整メカニズム (ACM) の構成)

#### 1 同盟内の調整の強化

##### (1) 同盟調整メカニズムの設置

15 (平成27) 年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、日本の平和と安全に影響を与える状況や、その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に、切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム (ACM) を設置した。

Alliance Coordination Mechanism

同メカニズムでは、図表Ⅱ-4-2-3に示す構成に基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階における、自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を行い、適時の

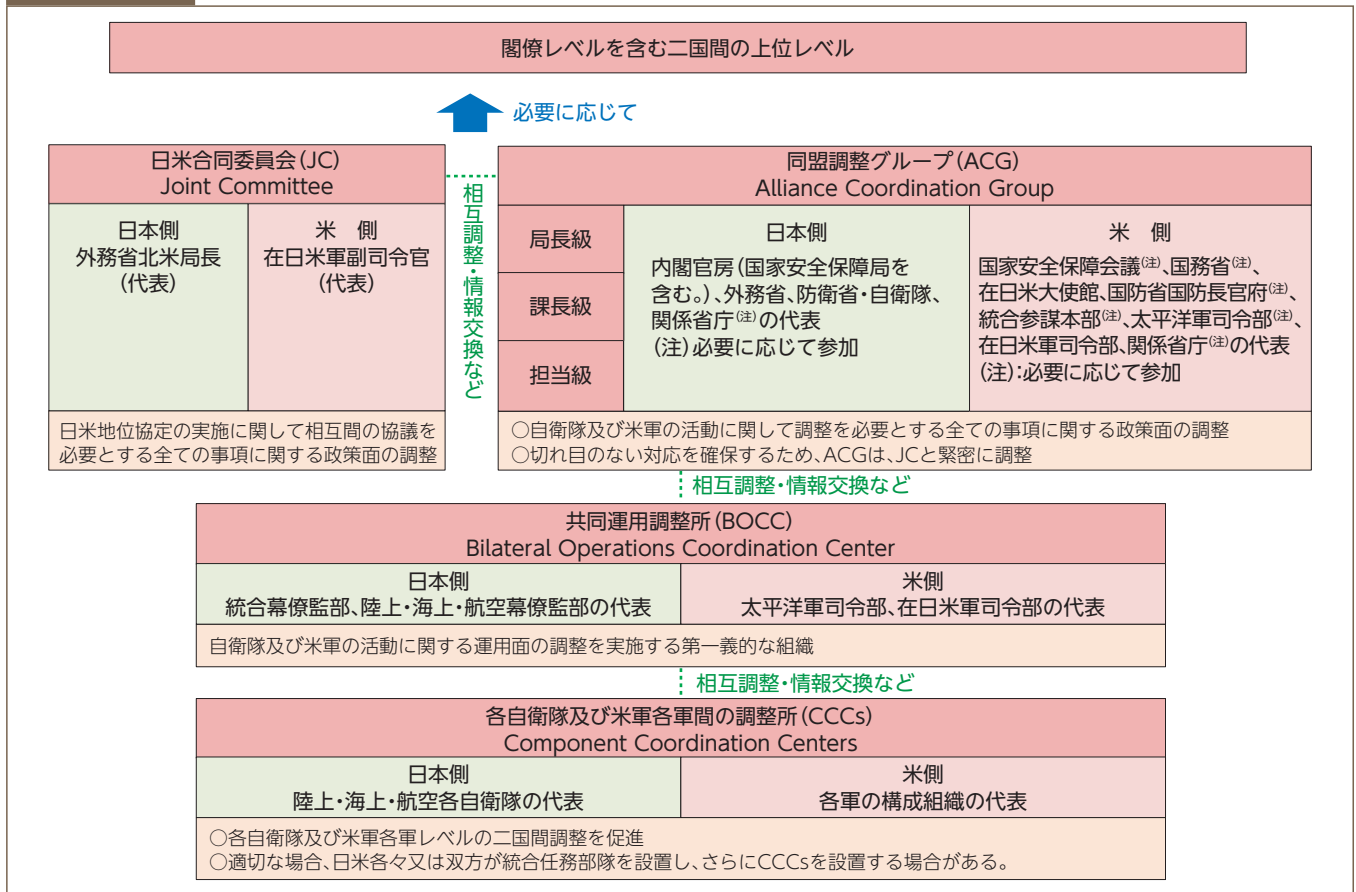
##### (2) 運用面の調整の強化

日米両政府は、ガイドラインに基づき、運用面の調整機能の併置の重要性を認識し、自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施することとしている。

##### (3) 共同計画策定メカニズムの設置

15 (平成27) 年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、わが国の平和及び安全に関連す

図表Ⅱ-4-2-3 同盟調整メカニズム (ACM) の構成



る緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能とするため、平時において共同計画の策定をガイドラインにしたがって実施することを目的とし、共同計画策定メカニズム (BPM) を設置した。

同メカニズムは、共同計画の策定に際し、閣僚レベルからの指示・監督及び関係省庁の関与を確保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものであり、両政府は、同メカニズムを通じ、共同計画を策定していくこととしている。

**Q 参照** 図表Ⅱ-4-2-4 (共同計画策定メカニズム (BPM) の構成)

## 2 日本の平和及び安全の切れ目のない確保のための措置

### (1) 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動について、日米両国の活動の効率及び効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域における ISR 活動を日米間で協力して実施していくことが重要であるとの観点から、日米防衛当局間の課長級を

代表者とする ISR 作業部会を 13 (平成 25) 年 2 月に設立し、日米間での協力をさらに深めている。

このような共同の ISR 活動の拡大は、抑止の機能を果たすことになるとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。

### (2) ミサイル防衛

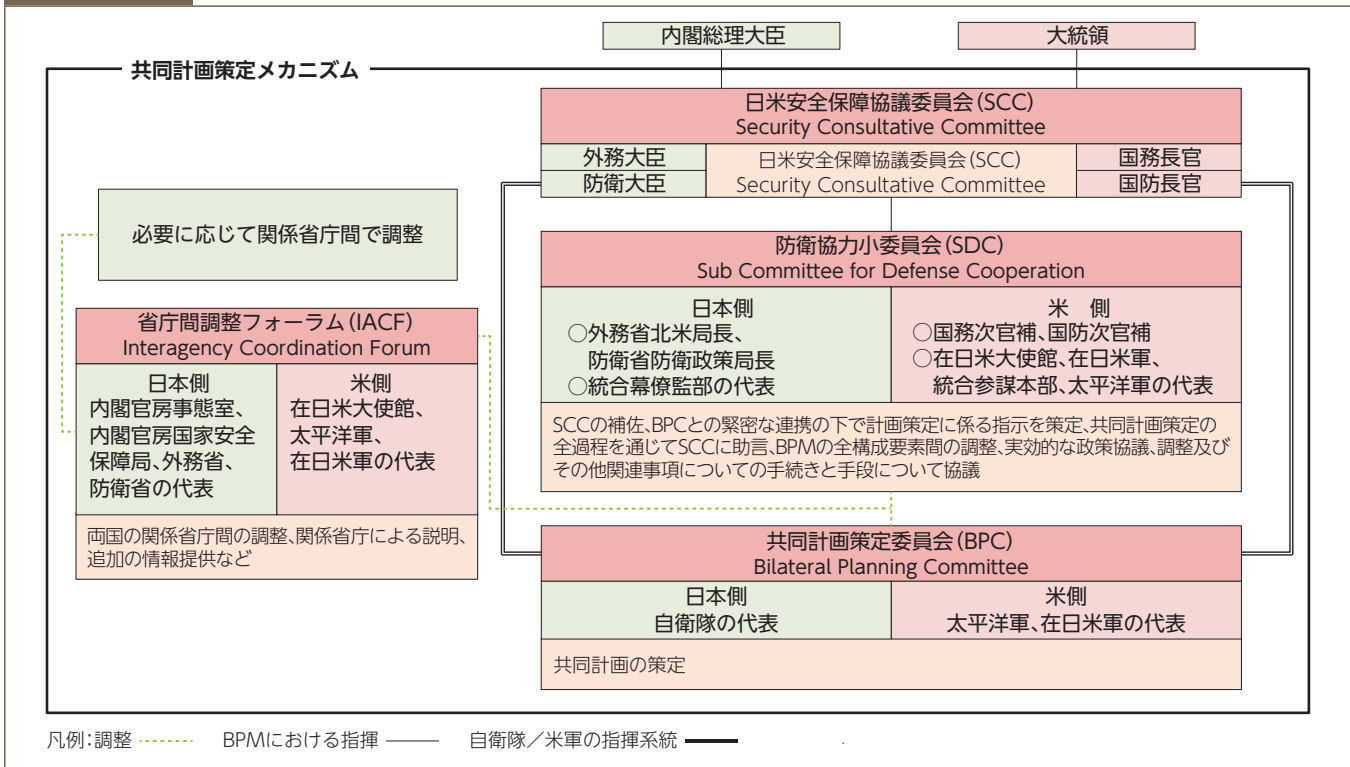
弾道ミサイルへの対応については、運用情報の共有や対処要領の整備などにより日米共同対処能力を向上させてきており、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズムも活用し、連携して対処している。なお、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3 ブロック II A) の日米共同開発を進めている。

**Q 参照** Ⅲ部 1 章 2 節 3 項 (弾道ミサイル攻撃などへの対応)

### (3) 海洋安全保障

ガイドラインにおいて、日米両政府は、平時から海洋監視情報の共有体制をさらに構築・強化し

図表Ⅱ-4-2-4 共同計画策定メカニズム (BPM) の構成



第4章

日米同盟の強化



米海兵隊との実動訓練 (ノーザンヴァイパー) で調整を行う陸自隊員



平成29年度海上自衛隊演習 (実動演習 (日米共同演習及び日米加共同訓練)) における会議の様子

つつ、適切な場合に、ISR活動及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化を行うなど、海洋安全保障について協力することとされている。海自と米海軍は、各種共同訓練・演習などを通じ、西太平洋における日米のプレゼンスの維持・向上に適切に協力するなどしている。

(4) 共同訓練・演習

平素から共同訓練を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を深め、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図る

うえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めているところである。

共同訓練・演習については、国内のみならず、米国への部隊派遣などにより拡大してきているとともに、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍種・部隊レベ



## VOICE

米国における米海兵隊との実動訓練  
(アイアンフィスト18)に参加して

## COLUMN

西部方面普通科連隊 (長崎県佐世保市)  
第2中隊長 3等陸佐 たかむら やすゆき 高村 泰幸

西部方面普通科連隊は、29年度末に水陸機動団新編を控え、その中核となる普通科連隊として新編後、即時に戦力発揮できるよう年間を通じ訓練に励んでいます。

その中で、30年1月から約1ヶ月半、米国カリフォルニア州で実施された米国における米海兵隊との実動訓練 (アイアンフィスト18) への参加の機会を得ることができました。

この訓練は、水陸機動団新編前における部隊の戦力化のため、極めて重要な訓練として位置づけられ、日米共同及び諸職種協同訓練を通じ、これまで積み重ねてきた練度を更に向上させることを目標に実施されました。中隊は、米軍の訓練基盤を最大限に活用し、国内では練成が困難な水陸両用作戦に係る行動、特に着上陸から地上戦闘における水陸両用車 (AAV) 部隊との連携及び中隊規模での戦闘射撃に係る練度向上を訓練目標に設定して、その達成を追求しました。各隊員は、訓練終了時には、内面から溢れる自信を身に付け、精強さを増して日本に帰国できたと思っています。

これらの経験と自信をもとに、今後、水陸機動団の中核となる普通科連隊の一員として、更なる練度向上に励み、島嶼防衛の部隊として貢献していきたいと考えています。



AAV協同の着上陸行動の場面

ルにおいても、相互運用性及び日米の共同対処能力の向上の努力を続けている。

昭和60 (1985) 年度以降、日米共同統合演習として、概ね毎年、指揮所演習や実動演習を行っており、18 (平成30) 年については、同年1月から2月にかけて防衛省市ヶ谷地区などにおいて指揮所演習を実施した。

また、17 (平成29) 年5月及び6月には、南シナ海において、護衛艦「いずも」を含む日米の艦艇による日米共同巡航訓練を実施した。さらに、わが国周辺海空域における共同訓練として、17 (平成29) 年9月から10月に、海自は、米海軍の

空母「ロナルド・レーガン」などと沖縄周辺からバシー海峡周辺に至る海空域において日米共同巡航訓練を実施した。同年11月には、海自は、日本海において米海軍の空母「ロナルド・レーガン」「ニミッツ」「セオドア・ルーズヴェルト」などからなる3つの空母打撃群と初めて共同訓練を実施した。これに合わせて、同年10月から11月にかけて、海自はこれらの空母打撃群と、日本海、東シナ海及び沖縄周辺海空域において、日米共同巡航訓練を実施するとともに、空自は空母「ロナルド・レーガン」及び「ニミッツ」の艦載機であるF/A-18戦闘機と各種戦術訓練を実施した。



日米共同訓練（レッド・フラッグ・アラスカ）の会議に参加する空自隊員

18（平成30）年3月にも、海自は米海軍の空母「カール・ヴィンソン」などと南シナ海北部から沖縄周辺に至る海空域において日米共同巡航訓練を実施した。米空軍との間においても、空自が複数回にわたって九州西方空域や沖縄周辺空域などにおいて、米空軍B-1B爆撃機、B-52爆撃機、米海兵隊F-35Bなどと各種訓練を実施した。

これらの日米共同訓練は、いずれも自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を図ることを目的として日米同盟の抑止力・対処力を強化するため実施したものである。これらの日米共同訓練を実施した結果として、日米の連携強化が図られ、その絆を示すことは、わが国の安全保障環境が厳しさを増している中で、日米同盟全体の抑止力・対処力を一層強化し、地域の安定化に向けたわが国の意思と高い能力を示す効果があるものと考えている。

近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関との連携を深めている。

**Q参照** 資料22（主な日米共同訓練の実績（平成29年度））

## （5）後方支援

日米が協力する機会の増加に伴い、1996（平成8）年に締結（1999（平成11）年及び04（平成16）年に改正）した日米物品役務相互提供協定<sup>2</sup>（ACSA）による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑

Acquisition and Cross-Servicing Agreement

<sup>2</sup> 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

<sup>3</sup> 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の場合のみ。）である（武器の提供は含まれない。）。

かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提供ができることを基本原則としている<sup>3</sup>。

また、15（平成27）年4月の「2+2」においては、ガイドラインが展望する後方支援にかかる相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉することが確認された。その後、15（平成27）年9月の平和安全法制の成立を受け、16（平成28）年9月、新たな日米ACSAへの署名が行われ、17（平成29）年4月14日に国会で承認され、同月25日に発効した。これにより、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもとでの決済手続きなどと同様の枠組みを適用することが可能となっており、17（平成29）年12月までの間に情報収集活動などに従事する米軍に対し、食料や燃料を提供した。

**Q参照** 3章2節3項8（米軍に対する物品役務の提供の拡大）  
3章3節4項（新たな日米物品役務相互提供協定（ACSA）などの締結）

図表Ⅱ-4-2-5（日米物品役務相互提供協定（ACSA））

## （6）共同使用

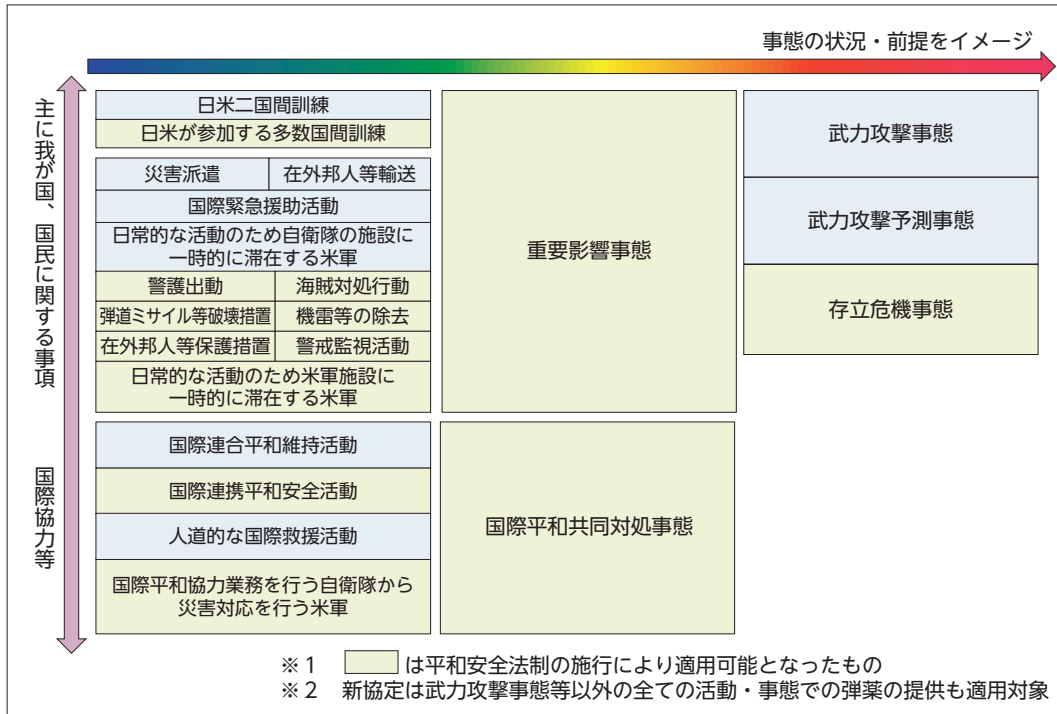
施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同での訓練・演習の多様性・効率性を高め、ISR活動の範囲や活動量を増やすこととなる。特に沖縄における自衛隊施設は、那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時にお

図表Ⅱ-4-2-5 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象



ける県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、08（平成20）年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、12（平成24）年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13（平成25）年3月の陸自中央即応集団司令部（当時）の座間移転なども行った。さらに、13（平成25）年12月及び14（平成26）年6月から7月には、海自が米海軍の協力を得てグアムにおいて洋上訓練及び施設利用訓練を実施したほか、グアム及び北マリアナ諸島連邦（テニアン島及びパガン島）に、自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

3 わが国における大規模災害への対処における協力

東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間でこれまで培われた強い絆に基づく、高い共同対処能力が発揮された。米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

これらの課題を踏まえ、13（平成25）年12月

に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載されるとともに、14(平成26)年2月には高知県において、南海トラフ地震を想定した日米共同統合防災訓練を実施した。また、同年10月の和歌山県主催の津波災害対応実践訓練や同年11月の陸自東北方面隊主催の震災対処訓練「みちのくALERT2014」にも在日米軍が訓練に参加するなど、災害対応における自衛隊と米軍との連携の一層の強化に努めている。

また、平成28年(2016年)熊本地震においては、米海兵隊オスプレイ(MV-22)による生活物資の輸送やC-130輸送機による自衛隊員の輸送などの協力が行われ、その際、地震対応のために組織された統合任務部隊が現地に開設した日米共同調整所を含め、同盟調整メカニズムが活用された。

#### 4 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

##### (1) 国際的な活動における協力

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及び国際平和協力活動、並びにソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動において、米国をはじめとする参加各国と緊密に協力して活動を行ってきた。また、13(平成25)年11月に発生したフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、14(平成26)年10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたらせるなど、緊密な連携に努めた。

海洋安全保障に関しては、日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めており、13(平成25)年12月以降の海賊対処における第151連合任務部

隊(CTF151)への参加、17(平成29)年9月の豪州主催「拡散に対する安全保障構想(PSI)<sup>4</sup>」阻止訓練(パシフィック・プロテクター17)など、シーレーン沿岸国をはじめとした多国間の様々な海洋安全保障協力においても密接に連携して取り組んでいる。

**Q 参照** Ⅲ部2章2節(海洋安全保障の確保)  
Ⅲ部2章4節2項(大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組)

##### (2) 三か国及び多国間での訓練・演習

ガイドラインでは、日米両国は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化することとされており、自衛隊は、日米二国間による訓練・演習にとどまらず、日米豪、日米印や日米韓などの多国間での共同訓練にも参加している。

#### 5 宇宙及びサイバー空間に関する協力

##### (1) 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、09(平成21)年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安全保障協力の推進に一致したことを受け、10(平成22)年9月に関係省庁が参加して安全保障分野における第1回日米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあり方についての協議を定期的に行っている。

また、12(平成24)年4月の日米首脳会談において、民生及び安全保障上の宇宙に関するパートナーシップの深化及び宇宙に関する包括的対話の立ち上げに一致したことを受け、13(平成25)年3月に関係省庁が参加して第1回包括的日米対話を実施するなど、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を定期的に行っている。

さらに、15(平成27)年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、「日米宇宙協力ワーキンググループ(SCWG)」を設置し、同年10月以降計4回の会合を開催した(直近

4 Ⅲ部2章4節2項脚注4参照

の会合は18(平成30)年2月に実施)。引き続き、本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していく。

## (2) サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、13(平成25)年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ(CDPWG)」Cyber Defense Policy Working Groupを設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。

15(平成27)年4月にはガイドラインが、同年5月にはCDPWG共同声明が発表され、日米政府の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などが挙げられるとともに、自衛隊及び米軍の協力として、各々のネットワーク及びシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などが挙げられた。今後、ガイドラインやCDPWGの共同声明において示された方向性に基づき、日米サイバー防衛協力をより一層加速していく。

## 6 協力の実効性をさらに向上させるための取組

### (1) 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

また、わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対

しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983(昭和58)年、「対米武器技術供与取極」<sup>5</sup>とりきめを締結、06(平成18)年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」<sup>6</sup>を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。さらに、日米両国は、日米装備・技術定期協議(S&TF)などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

さらに、16(平成28)年6月の日米防衛相会談において、両閣僚の間で、「相互の防衛調達に関する覚書(RDP MOU)」<sup>7</sup>Reciprocal Defense Procurement Memorandum of Understandingが署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置(相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など)を促進するものである。

普天間飛行場に配備されているMV-22(24機)と陸自に導入予定のオスプレイ<sup>8</sup>との共通整備基盤やアジア太平洋地域におけるF-35戦闘機の整備拠点(リージョナル・デポ)に関する取組については、Ⅲ部4章4節2項(米国との防衛装備・技術協力関係の深化)のとおりである。

**Q参照** 資料23(日米共同研究・開発プロジェクト)

### (2) 教育・研究交流

ガイドラインでは、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化することとされており、防衛省・自衛隊は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し、協力を強化するため、留学生の受入や日米二国間又は米国を含む多国間の各種セミナーを実施するなど、教育・研究交流を行っている。

**Q参照** 資料42(留学生受入実績(平成29年度の新規受入人数))

5 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文  
 6 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文  
 7 正式名称：相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国国防省と日本国防衛省との間の覚書(Memorandum of Understanding between the Department of Defense of the United States of America and the Ministry of Defense of Japan concerning Reciprocal Defense Procurement)  
 8 陸自では、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭に、輸送ヘリコプター(CH-47JA)の能力を補完・強化し得るティルト・ローター機(オスプレイ(V-22))を、現在の中期防の期間中(平成26(2014)年度から平成30(2018)年度の5年間に、17機導入することとしている。

## 4 ■ 日米間の政策協議

### 1 各種の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常の外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会(「2+2」)、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みである日米安全保障協議委員会(「2+2」)は、政策協議の代表的なものであり、安全保障分野における日米協力にかかわる問題を検討するための重要な協議機関として機能している。

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議している。また、防

衛副大臣と米国防副長官との間や、事務次官、統幕長、防衛審議官、陸・海・空幕長をはじめとする実務レベルにおいても、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化・緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

**Q 参照** 資料24 (日米協議(閣僚級)の実績(15(平成27)年以降))

図表Ⅱ-4-2-6 (日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議)

### 2 「2+2」(17(平成29)年8月17日)

17(平成29)年8月17日、ワシントンDCにおいて、「2+2」を開催した。日本側からは、河野外務大臣及び小野寺防衛大臣が、米側からは、ティラソン米国务長官(当時)及びマティス米国

図表Ⅱ-4-2-6 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」)	外務大臣 防衛大臣	国务長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、1960(昭和35)年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 及び統幕僚監部の代表	国务次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統幕参謀本部 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	1976(昭和51)年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、1996(平成8)年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 1990(平成2)年12月26日以前は、駐日米国防大使・太平洋軍司令官

(注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。

(注3) 1996(平成8)年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

防長官がそれぞれ出席した。

「2+2」及び共同発表の概要については、次のとおりである。

## ア 概観

- アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟を更に強化する意図を確認するとともに、同盟がアジア太平洋地域の平和と安全の礎であり続ける旨を確認した。
- 米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントが重要であることを改めて確認した。

## イ 地域の戦略環境

- 北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できないとした上で、新たに採択された国連安保理決議の厳格かつ全面的な履行を含め、北朝鮮に対する圧力強化を更に進めていくことが必要である旨確認した。また、引き続き、日米及び日米韓で緊密に連携しながら、中国及びロシアに更なる役割を果たすよう求めるとともに、北朝鮮の脅威を抑止するため、同盟としての防衛態勢の強化と能力の向上を図る具体的取組を進めていくことで一致した。
- 尖閣諸島に日米安保条約第5条が適用されること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認するとともに、東シナ海の平和と安定のため、日米が引き続き協力していくことで一致した。
- 南シナ海情勢について、航行の自由を支える各々の活動を始め、日米の継続的な関与が重要である旨一致した。

## ウ 安全保障・防衛協力の強化

- 日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する取組を進めることで一致した。特に、あらゆる事態において同盟としてのシームレスな対応を確保するため、日米両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、同盟を更に強化する具体的な方策及び行動を立案した。
  - ・日本は、次期中期防計画期間を見据え、同盟における役割の拡大と防衛能力の強化を意図した。
  - ・米国は、最新鋭の能力の日本への展開にコ



市ヶ谷に展開中の空自PAC-3部隊を視察する  
ペンス米副大統領と小野寺防衛大臣（18（平成30）年2月）

ミットする。

- ・既に進めている作業を加速させるため、閣僚は以下の方針を示した。①ガイドラインの実施を加速し、平和安全法制下での更なる協力の形態を追求すること。②情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）、訓練及び演習、研究開発、能力構築並びに施設の共同使用等の分野における新たな、かつ、拡大した行動を探求すること。
- 「日米防衛協力のための指針」の実施についてコミットメントを再確認した。
  - ・相互のアセット防護の運用開始及び新「日米ACSA」発効を歓迎する。
  - ・米国の拡大抑止が日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認する。
  - ・共同計画、防空及びミサイル防衛、非戦闘員退避活動（NEO）、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全に係る協力の強化・加速を確認する。
  - ・宇宙、サイバーにおける協力の拡大、協力に向けた協議の深化を図る。

## エ 三か国及び多国間の協力

- 韓国、オーストラリア、インド、東南アジア諸国など地域のパートナーとの三か国及び多国間の安全保障・防衛協力の進捗を強調した。
- 日米韓共同訓練（ミサイル警戒、対潜水艦、海上阻止）を拡大し、情報共有を強化することを強調した。東南アジア諸国への能力構築支援や防衛装備・技術移転を一層強化する意図を確

認した。日米間で政府全体にわたる、海洋安全保障に係る能力構築に関する対話の立ち上げに係るコミットメントを確認した。

## オ 日本における米軍のプレゼンス

### ○ 在日米軍再編

米軍の抑止力を維持しつつ地元への影響を軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に、米軍の強固なプレゼンスの維持のため既存の取決めを実施することについてのコミットメントを再確認した。

- ・ 普天間飛行場のキャンプ・シュワブ辺野古崎地区への移設が、普天間飛行場の継続的使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。辺野古移設と普天間飛行場返還の早期実現への決意を強調した。
- ・ 既存の再編計画（沖縄統合計画、在沖米海兵隊のグアム移転、艦載機着陸訓練、ティルト・ローター機／回転翼機の訓練移転など）の着実な実施へのコミットメントを再確認した。

### ○ 在日米軍駐留経費負担

在日米軍駐留経費負担全体の水準、提供施設整備費の年額を再確認した。

### ○ その他

共同使用の促進を再確認。環境及び軍属に関する日米地位協定の補足協定を歓迎し、これらの着実な実施の重要性を強調した。

**Q 参照** 資料 25（日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）共同発表（仮訳）（平成 29 年 8 月 17 日））

## 3 最近行われた主な日米会談

### (1) 日米防衛相会談（17（平成 29）年 8 月 17 日）

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、日米「2 + 2」の機会に日米防衛相会談を実施した。

#### ア 総論

両閣僚は、日米両国の国防当局のトップの間の信頼関係の確立の重要性や、協力して日米同盟強化に取り組むことで一致した。

#### イ 北朝鮮問題への対応

両閣僚は、喫緊の課題である北朝鮮の問題について意見交換し、小野寺防衛大臣から、今は圧力を強化すべき時であること、今後も米軍と連携し

てあらゆる事態に万全を期すために必要な措置を講じる旨を述べた。

両閣僚は、北朝鮮の問題への対応については、日米の緊密な意思疎通と連携が不可欠であることを確認し、北朝鮮への圧力を一層強化していくことや、北朝鮮の脅威を抑止するため防衛態勢と能力の向上に取り組むことで一致した。

#### ウ 日米同盟の抑止力・対処力の強化

両閣僚は、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、日米双方が能力向上に取り組むとともに、ガイドラインの実効性確保の取組を進め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことで一致した。

### (2) 日米首脳会談（17（平成 29）年 9 月 21 日） （安全保障部分）

安倍内閣総理大臣は、国連総会出席のためニューヨークを訪問し、トランプ米大統領との間で日米首脳会談を実施した。

両首脳は、北朝鮮情勢について議論し、北朝鮮による 17（平成 29）年 8 月 29 日及び同年 9 月 15 日のわが国上空を通過する形での弾道ミサイルの発射や、同年 9 月 3 日の核実験の実施など一連の挑発行動は、わが国を含む国際社会全体に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であるという認識を改めて共有するとともに、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を使ったわが国防衛に対する米国のコミットメントが揺るぎないこと、日米両国が 100 パーセント共にあることを改めて確認した。

また、両首脳は、全会一致で採択された新たな安保理決議第 2375 号を歓迎するとともに、関連安保理決議の完全な履行を確保し、また、北朝鮮に対し最大限の圧力をかけるべく、中国及びロシアを含む関係国への働きかけを含め、日米及び日米韓で引き続き連携していくことを確認した。

### (3) 日米防衛相会談（17（平成 29）年 10 月 23 日）

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、拡大 ASEAN 防衛相会議（ADMM プラス）の機会に日米防衛相会談を実施した。



## ア 北朝鮮問題への対応

両閣僚は、北朝鮮の核・ミサイル開発の状況・見通しについて情報を共有し、小野寺防衛大臣から、わが国を含む地域の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威となっていることを踏まえ、いかなる事態にも同盟として連携した対応がとれるよう、マティス米国防長官としっかりと議論していく必要がある旨述べた。マティス米国防長官からも同様の立場が示され、米国の拡大抑止のコミットメントを含め、わが国の防衛に対する強い決意が改めて示された。

両閣僚は、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威の高まりを踏まえ、万全の防衛態勢を確保することで一致し、イージス・アショアを中心とした新規の弾道ミサイル防衛（BMD）アセットの導入について日米が協力していくことを確認したほか、イージス艦を含む日米のアセットによる運用面での連携を一層緊密なものとしていくことで一致した。

両閣僚は、累次の北朝鮮の挑発行動に際しての電話会談などを通じ、高いレベルのコミュニケーションが確保されていることを歓迎し、引き続き日米間で緊密に情報共有していくことを確認した。また、北朝鮮に対する目に見える形での圧力をかけ続けていくことや、今後の対応における日米の緊密な連携の重要性を確認した。

さらに、両閣僚は、日米韓三か国での緊密な協力を進めることを改めて確認した。

## イ 地域情勢など

両閣僚は、東シナ海の情勢を引き続き注視し、その平和と安定のため、日米が協力していくことで一致した。

また、両閣僚は、南シナ海の情勢も踏まえた東南アジア地域への関与の重要性を確認し、ADMMプラスの枠組みによる域内の多国間安全保障協力・対話の発展を歓迎した。小野寺防衛大臣から、日ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン」に基づきASEANの能力向上のための取組を進めていく旨述べた。両閣僚は、能力構築支援をはじめ、日米が連携して東南アジア諸国との防衛協力を推進していくことで一致した。

さらに、CH-53Eの事故については、マティス米国防長官から、飛行の安全の重要性に係る認識

が示され、小野寺防衛大臣から、在日米軍の安定的な駐留を確保するためには、地元の理解を得ることが不可欠であり、安全な運用を心がけるよう伝達した。

## (4) 日米首脳会談 (17 (平成29) 年11月6日) (安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、訪日したトランプ米大統領とワーキングランチ及び日米首脳会談を実施し、北朝鮮、地域情勢、沖縄を含む二国間の安保情勢などについて議論を行った。

## ア 北朝鮮

### ○ 総論

両首脳は、日米両国が北朝鮮問題に関し100パーセント共にあること、日米同盟に基づくプレゼンスを基盤とする地域への米国のコミットメントは揺るぎないことを確認するとともに、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を通じた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて確認した。

### ○ 圧力強化

両首脳は、今は対話ではなく北朝鮮に最大限の圧力をかける局面であるとの考えで一致するとともに、北朝鮮が朝鮮半島の非核化に向けて政策を変更しない限り、北朝鮮に明るい未来はないとの認識を共有した。

安倍内閣総理大臣から、わが国として更なる対北朝鮮措置をとる考えである旨述べ、トランプ米大統領は、これを歓迎した。

両首脳は、日米韓三か国の連携が深まっていることを歓迎するとともに、こうした協力を更に前に進めていくことを確認した。

両首脳は、北朝鮮に関する関連安保理決議の完全な履行が不可欠であるとの認識を改めて確認し、各々の相手方への直接の関与を含め、中国及びロシアを含む関係国に働きかけ、国際社会全体で北朝鮮に対する圧力を最大限まで強化していくことを確認した。

## イ 地域・国際情勢

### ○ 自由で開かれたインド太平洋戦略

両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が、国際社会の安定と繁栄の基礎であるこ

とを確認するとともに、全ての国に、航行及び飛行の自由並びに国際法上適法な海洋の利用を尊重することを求め、両国が、国際法で認められる飛行、航行及び行動を行うことを再確認した。

両首脳は、莫大な人口と経済的ダイナミズムなどの観点から、世界の活力の中核であるインド太平洋地域が有する重要性を強調した。

また、両首脳は、日米が主導してインド太平洋を自由で開かれたものとするにより、この地域全体の平和と繁栄を確保していくため、以下の三本柱の施策を進めることを確認し、関連する閣僚、機関に具体的な協力策の検討を指示した。

- ① 法の支配、航行の自由などの基本的価値の普及・定着
- ② 連結性の向上などによる経済的繁栄の追求
- ③ 海上法執行能力構築支援などの平和と安定のための取組

両首脳は、こうした考え方に賛同するいずれの国とも協働して重層的な協力関係を構築していくことを確認した。

#### ○ 東シナ海及び南シナ海

両首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況について懸念を表明し、現状を変更し緊張を高める、威圧的な一方的行動への反対を再確認した。

両首脳は、海洋紛争が国際法に基づき平和的に解決されなければならないことを再確認した。

両首脳は、南シナ海における行動規範(COC)に関する議論の進展に留意し、南シナ海の係争ある地形の非軍事化の重要性を強調した。

#### ○ 中国

両首脳は、中国が地域及び国際社会の平和と繁栄のため積極的に貢献していくことを歓迎し、中国と建設的な対話を継続することの重要性を確認した。

#### ウ 日米関係

両首脳は、地域の安全保障環境が厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力の強化に引き続き取り組んでいくことで一致した。その観点から、両首脳は、8月に開催された「2+2」の成果を評価するとともに、関係閣僚に対して、その成果の着実なフォローアップを指示した。

両首脳は、在日米軍の運用能力及び抑止力を維

持する観点から、これまでの取決めに従って在日米軍再編を進めるとのコミットメントを改めて確認した。特に、普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認するとともに、一層の遅延が平和及び安全を提供する能力に及ばず悪影響に留意しつつ、普天間飛行場代替施設(FRF)の建設計画の着実な実施を求めた。また、安倍内閣総理大臣は、事件・事故などに関する地元の懸念に対応することが重要であると述べ、両首脳は、地元訓練の目的について周知し、安全に対する懸念を軽減する重要性を再確認した。

### (5) 日米首脳会談(18(平成30)年4月17日及び18日)(安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、トランプ米大統領と3回にわたって日米首脳会談を実施した。

#### ア 北朝鮮

両首脳は、来る米朝首脳会談を含めた北朝鮮問題への今後の対応に関し、両国の方針を綿密にすり合わせ、北朝鮮との接触の全ての分野に関して両国が完全に連携し続けるとの意思を表明した。また、引き続き日米韓三か国が緊密に連携していくことが重要であることを確認した。

まず、両首脳は、最近、北朝鮮の側から対話を求めてきていることは、日米韓三か国が緊密に協力し、中国など国際社会とも連携して、北朝鮮に最大限の圧力をかけてきた成果であるとの認識を共有した。また、両首脳は、これまでの韓国政府の努力を賞賛した。

両首脳は、北朝鮮自身から非核化に向けた具体的な取組が対外的に明らかにされていないことに留意し、引き続き、北朝鮮の意図をしっかりと分析することが必要であるとの認識で一致した。

その上で、両首脳は、北朝鮮に対して最大限の圧力を維持していくことを確認した。米国が「全ての選択肢がテーブルの上にある」との立場を維持していることを踏まえ、安倍内閣総理大臣は、このトランプ米大統領の信念を持った姿勢への支持を改めて表明した。また両首脳は、北朝鮮が対話に応じることのみをもって、見返りを与えるべきではなく、この方針を国際社会として堅持する

必要があるとの認識で一致した。

両首脳は、北朝鮮の非核化の実現にコミットすることを確認した。両首脳はまた、北朝鮮が完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄する必要があることを確認した。両首脳は、こうした目的を達成するために北朝鮮が具体的な行動を取る必要があるとの認識を共有した。

安倍内閣総理大臣は、トランプ米大統領に対し、来る米朝首脳会談において拉致問題を取り上げるよう要請した。トランプ米大統領は、17（平成29）年11月に訪日した際、拉致被害者の御家族と面会し、強い印象を受けたことに言及しつつ、金正恩国務委員長との会談でこの拉致問題を取り上げ、北朝鮮に対し日本人拉致問題の早期解決を働きかけることを確認した。

両者は、韓国を含む国際的なパートナーと緊密に連携しながら、北朝鮮による制裁回避の問題に取り組み、国際社会が関連安保理決議を完全に履行することの重要性につき一致した。この文脈で、トランプ米大統領は、北朝鮮関連船舶による違法な船舶間の物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）に対する日本政府の取組を賞賛するとともに、米国は他の多様なパートナーと共に、日本と連携してこの取組を進めていくことを表明した。

両首脳は、米朝首脳会談などを通じて、事態が打開されることへの期待感を共有するとともに、北朝鮮はアジア・太平洋の成長圏に隣接し、立地条件に恵まれている、また勤勉な労働力があって、天然資源もあり、北朝鮮が正しい道を歩めば市民を豊かにすることができる、それらを活用するなら、北朝鮮には経済を飛躍的に伸ばし、民政を改善する途があり得る、そこにこそ北朝鮮の明るい未来はあるとの認識で一致した。

## イ 日米関係

現下の北朝鮮情勢を踏まえ、トランプ米大統領は、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を通じた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて確認した。

両首脳は、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じた日米安保協力の一層の推進を再確認した。

両首脳は、在日米軍の運用能力及び抑止力を維持しつつ、引き続き沖縄を始めとする地元の負担を最小化するために、共に取り組みたい旨述べた。両首脳は、普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを改めて確認するとともに、同盟による地域の平和及び安全を提供する能力を確保するためにも、普天間飛行場代替施設（FRF）の建設計画の着実な実施を求めた。さらに、両首脳は、安全な運用に継続的にコミットしていくことで一致した。

両首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況について懸念を共有し、引き続き日米で共に連携していくことを再確認した。両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、また、現状変更を試みるいかなる一方的行動にも反対することを再確認した。

安倍内閣総理大臣から、厳しい安全保障環境に対応するため、今後とも米国装備品を含め、高性能な装備品を導入することが、わが国の防衛力強化のために重要であることを伝え、トランプ米大統領はこれを歓迎した。

## ウ その他

両首脳は、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、日米の協議が進展していることを歓迎するとともに、国際スタンダードに適合した質の高いインフラ開発を含め具体的な協力を進展させていくとの認識で一致した。

両首脳は、中国についても議論を行い、中国が地域及び国際社会の平和、安全及び繁栄のために更なる貢献を行うよう働きかけていくことの重要性を共有した。

## (6) 日米防衛相会談（18（平成30）年4月20日）

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、米国防省において日米防衛相会談を実施した。

## ア 北朝鮮

両閣僚は、米朝首脳会談を含めた今後の北朝鮮問題への対応に関し、国防当局間の認識・方針を綿密にすり合わせ、一致していることを確認した。両閣僚は、最近、北朝鮮側から対話を求めてきているといった姿勢の変化はあるものの、北朝鮮に

よる非核化に向けた具体的な取組が確認されていないことに留意し、引き続き北朝鮮の動向を注視する必要があるとの認識で一致した。その上で小野寺防衛大臣から、北朝鮮に全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄させるため、最大限の圧力を維持する必要があることを述べ、両閣僚は、北朝鮮が完全で、検証可能な、不可逆的な方法で全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画の放棄を目指すとの方針の下、圧力・制裁を維持していくことを確認した。

海自によるいわゆる「瀬取り」に関する取組について、マティス米国防長官から、同取組を賞賛するとともに、米国は他の多様なパートナーと共に、日本と連携してこの取組を進めていく旨の発言があった。また、共同訓練の実施などを通じて日米韓三か国や多国間の協力を推進していくことを確認した。

両閣僚は、いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致した。

#### イ 日米同盟の抑止力・対処力の強化

両閣僚は、自衛隊による米軍の警護や、米軍への物品・役務の提供など、平和安全法制及びガイドラインの下での新たな日米協力が進められていることを歓迎し、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じた日米防衛協力の一層の推進を再確認した。

小野寺防衛大臣から、わが国の将来の防衛力整備について、18(平成30)年末に向けて防衛大綱の見直しや次期中期防策定の検討を進めている旨説明し、両閣僚は、引き続き緊密に情報交換していくことで一致した。また、小野寺防衛大臣から、厳しい安全保障環境を踏まえ、わが国の防衛力強化のため、今後とも米国装備品を含む高性能な装備品の導入が重要であることを伝え、両閣僚は、イージス・アショアを始めとするわが国の米国製装備品の導入について、FMSに関わる諸課題の改善などを通じ、円滑かつ速やかに日本側が調達できるよう協力して取り組んでいくことを確認した。

#### ウ 在日米軍、沖縄

小野寺防衛大臣から、18(平成30)年に横田飛

行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マティス米国防長官から、安全な運用の確保は重要である旨の認識が示された。さらに、小野寺防衛大臣から、沖縄を始めとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、両閣僚は地元の理解を得る取組について協力していくことで一致した。

#### (7) 日米防衛相会談(18(平成30)年5月29日)

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、ハワイにおいて日米防衛相会談を実施した。

#### ア 北朝鮮

両閣僚は、直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当局間の認識・方針をすり合わせ、一致していることを改めて確認した。小野寺防衛大臣から、米朝首脳会談を、核、ミサイル、拉致問題といった諸懸案が前進する機会にすることが重要との認識を伝え、マティス米国防長官とは、北朝鮮による生物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を目指すとの方針の下、圧力・制裁を維持し、国際社会の連携の下で北朝鮮の政策を変えさせることが重要との認識で一致した。

その上で、両閣僚は、北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、英国、オーストラリア、カナダなどの関係国との連携した取組を歓迎し、引き続き日米が有志国と連携して進めていくことで一致するとともに、在韓米軍を含む地域の米軍の抑止力の重要性を再確認した。

マティス米国防長官から、米国のわが国防衛へのコミットメントが改めて示され、両閣僚は、いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致した。

#### イ 地域情勢など

両閣僚は、地域の課題について意見交換し、中国が東シナ海・南シナ海で力を背景とした一方的な現状変更の試みを続けていることを踏まえ、引き続き東シナ海の情勢を注視し、平和と安定のために協力していくこと、また、南シナ海への日米

の継続的な関与が重要であることで一致した。また、中国の軍事力強化やわが国周辺海空域における活動の活発化に留意しつつ、地域の平和と安定のために日米が連携し、防衛力強化の取組を通じて同盟の抑止力・対処力の強化に取り組むことで一致した。

### ウ 自由で開かれたインド太平洋

両閣僚は、自由で開かれたインド太平洋の確保のため、同盟国や多様なパートナーと協力していくことの重要性を改めて確認し、法の支配、航行の自由などの基本的原則の定着や能力構築支援などにおいて、日米や日米豪が連携して進めることで一致した。

### エ 在日米軍

小野寺防衛大臣から、米軍の安全な運用の確保や沖縄を含む地元の理解を得る取組に向けた協力を改めて要請した。

## (8) 日米首脳会談 (18 (平成30) 年6月7日) (安全保障部分)

安倍内閣総理大臣とトランプ米大統領は、ワシントンDCにおいて日米首脳会談を実施した。

両首脳は、予定されている米朝首脳会談への対応を含め、北朝鮮問題に関する今後の方針について綿密なすり合わせを行い、同会談が、拉致、核・ミサイルといった諸懸案が前進する歴史的な会談となるよう日米、日米韓で緊密に連携していくこととともに、北朝鮮に対して安保理決議の完全な履行を求め、現行の措置を継続して、北朝鮮から具体的な行動を引き出していくことで一致した。

両首脳は、米朝首脳会談後、速やかに日米、日米韓で情報共有を行い、方針のすり合わせを行うことを確認した。

## (9) 日米防衛相会談 (18 (平成30) 年6月29日)

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、防衛省において日米防衛相会談を実施した。

### ア 北朝鮮

両閣僚は、直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当局間の認識・方針をすり合わせ、一致しているこ

とを改めて確認した。両閣僚は、国連安保理決議に従い、北朝鮮による生物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を実現するため、日米が国際社会と連携して取り組むことで一致し、北朝鮮によるいわゆる「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことを確認した。

この際、マティス米国防長官から、米韓合同軍事演習の停止について説明があり、両閣僚は、在韓米軍の撤退・縮小は検討されていないこと、在韓米軍を含む地域における米軍の抑止力の重要性を再確認した。また、マティス米国防長官から、日本防衛へのコミットメントが改めて示され、日米共同訓練の着実な実施をはじめ、同盟の抑止力・対処力強化の取組を進めることで一致した。両閣僚は、いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致した。

### イ 地域情勢など

両閣僚は、マティス米国防長官の中国訪問を踏まえ意見交換を行い、尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、引き続き東シナ海の情勢を注視し、平和と安定のために協力していくことで一致した。

また、両閣僚は、法の支配、航行の自由などの基本的原則の定着に向けた協力の重要性を確認した。

### ウ 防衛装備分野における取組

両閣僚は、FMSに関わる諸課題の改善などが進捗していることを歓迎し、日本側が効率的な調達をできるよう引き続き協力して取り組んでいくことを確認した。

### エ 在日米軍

両閣僚は、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致し、小野寺防衛大臣から、米軍の安全な運用の確保に向けた協力を要請した。